

新潟市立図書館資料除籍要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市立図書館条例第1条に規定する事業を円滑に行うため、新潟市立図書館における所蔵資料の除籍に関して必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 書架の合理的な運営を図り、利用しやすい蔵書構成を維持するために資料の除籍を行う。将来も利用が見込まれるもの、あるいは他に類書が見当たらないもの等、資料的価値の高いものは保存に努める。

(除籍対象資料)

第3条 除籍対象資料は次のとおりとする。

(1) 不用資料

- ア 汚破損が甚だしく、修理不可能または修理する価値がないと認められたもの。
- イ 新版または改訂版の発行により、代替可能となったもの。
- ウ 同一の資料が新潟市立図書館全館で複数あり、かつ利用頻度が少なくなったもの。
- エ 時間の経過により資料価値のなくなったもの。
- オ 逐次刊行物の保存年限が過ぎたもの。

(2) 亡失資料

- ア 所在不明となった資料で、3年以上調査してもなお不明のもの。
- イ 貸出中に災害・事故等により返却ができなくなったもの。
- ウ 返却期限日から起算して5年以上経過し、利用者の転居先不明等により回収が難しいと判断されたことにより亡失とみなされたもの。

(3) その他

- ア 資料を分冊または合冊し、資料数が増減するもの

(除籍資料の決定)

第4条 除籍資料は、この要綱に基づき、図書館職員が選択し、中央図書館長が決定する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、除籍に関する事項については、中央図書館長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。